

国民健康保険税の税率改正のお知らせ

～ 令和12年度統一保険料(税)に向けて国保の税率を見直します ～

国民健康保険は、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが納めた国民健康保険税と国などの公費により成り立っています。

北海道では、加入者負担の公平化を図るために、令和12年度を目途に道内のどこに住んでいても同じ所得、年齢、世帯構成であれば同じ保険料(税)とする「保険料水準の統一」を目指しています。

これを受け、町では、賦課方式を北海道が示す3方式(所得割・均等割・平等割)へ変更していくとともに、安定的な財源確保のため、次のとおり段階的に税率の見直しを行います。

○資産割の廃止

当町ではこれまで賦課4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)で算定してきましたが、北海道の資産割廃止の方針を受け、資産割を段階的に引き下げ、令和8年度末をもって廃止します。

○税率の改正

資産割の段階的な引き下げによる税収不足を補うため、令和7年度から令和9年度までの3か年をかけて、所得割、均等割、平等割の税率を段階的に引き上げます。

●負担軽減策の実施

- 上記の改正による負担軽減策として、次の2つの激変緩和措置を講じます。
- ・18歳以下の子どもに対する軽減措置の導入
- 子育て世帯への負担軽減として、現在、国が実施している均等割5割軽減の対象を『未就学児』から町独自に『18歳以下の被保険者』まで拡大します。
- ・国保税の納期の変更
- 国保税の納期を現行の『7期』から『10期』に変更し、1期当たりの負担軽減を図ります。

■令和7年度の税率

区分	医療分 (国保加入者全員)			後期分 (国保加入者全員)			介護分 (40～65歳未満の方のみ)		
	改正前	改正後	比較	改正前	改正後	比較	改正前	改正後	比較
所得割	7.5%	8.0%	0.5%↑	2.0%	2.3%	0.3%↑	1.0%	1.6%	0.6%↑
資産割	57.0%	38.0%	19.0%↓	18.0%	12.0%	6.0%↓	6.0%	4.0%	2.0%↓
均等割	22,000円	26,000円	4,000円↑	7,000円	8,500円	1,500円↑	6,000円	7,800円	1,800円↑
平等割	33,000円	33,000円	—	8,000円	8,000円	—	6,000円	6,800円	800円↑

■モデル世帯での比較

世帯構成・所得	国保税額(年額)		
	現行税率	改正後	比較
世帯構成: 2人世帯(夫73歳、妻72歳) 所得種別: 年金収入 290万円【7割軽減】	106,100円	99,500円	▲6,600円
世帯構成: 2人世帯(夫60歳、妻58歳) 所得種別: 営業所得 600万円	828,800円	879,800円	51,000円
世帯構成: 夫婦、子ども2人(18歳以下) 所得種別: 給与収入 330万円【子ども軽減】	329,000円	347,600円	18,600円
世帯構成: 夫婦、子ども2人(18歳以下) 所得種別: 給与収入 451万円【子ども軽減】	461,600円	491,700円	30,100円

●問い合わせ先: 保健福祉課保健福祉グループ国保後期高齢者医療係 ☎0146・47・2112

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

新冠町選挙管理委員会からのお知らせ

4月20日(日) 投開票日 新冠町長選挙・新冠町議会議員補欠選挙

新冠町長選挙および新冠町議会議員補欠選挙が行われます。「新冠町」の大切な選挙です。大事な一票を無駄にせず、投票に行きましょう。

○投票日

令和7年4月20日(日)

○投票できる人

- 平成19年4月21日までに生まれた方(満18歳以上)
- 令和7年1月14日までに新冠町に転入届出をした方で、引き続き住所を有している方

○投票場所

町内に全14か所の投票所を設置します。投票入場券(ハガキ)を発送しますので、投票所の場所を必ずご確認ください。

○期日前投票

- 期 間 4月16日(水)から4月19日(土)まで
- 場 所 役場庁舎1階 101会議室
- 時 間 午前8時30分から午後8時まで

●問い合わせ先: 新冠町選挙管理委員会 ☎0146・47・2111

●新冠町長選挙および新冠町議会議員補欠選挙立候補予定者説明会の開催

- 新冠町長選挙および新冠町議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。
- 立候補手続き、選挙運動の注意事項について説明しますので、関係者は必ず出席されますようお知らせいたします。

○日 時

- 令和7年3月17日(月)
- ・町長選挙 午後1時30分から
- ・議員補欠選挙 午後2時30分から

○場 所

役場庁舎2階 201会議室



令和7年度 新冠町奨学生募集のお知らせ

令和7年度新冠町奨学生を次により募集します。

○応募資格

- 町民またはその子弟であること
- 対象校は高校、専門学校、大学、専修学校、他
- 身体が健康であること
- 学業が平均水準以上で品行が善良であること
- 連帯保証人は2名とする

○貸付額(無利子)

- 高等学校、高等専門学校は月額5万円
- 大学、短大、専修学校、各種学校は月額6万円

○返還方法等

貸付終了月から起算して6か月を経過した後に教育委員会の定める方法により、返還すること。

- 卒業後、町内に就職、または家業に従事するなど、町民として一定期間を超えて在住した場合は奨学金の返還金の一部を免除する。

○応募期間

令和7年3月3日(月)から31日(月)まで

○出願方法

- 願書、推薦書、健康診断書、成績証明書などの必要書類を提出してください。

●問い合わせ先

教育委員会管理課管理グループ ☎0146・47・2547